

保育の実施基準（改正案）

【基本指数】

類型	保育要件（保護者の状況）		基本指数	保育期間	優先順位	
1	就労	週40時間以上の就労を常態（原則休憩時間を含む）	20	就労期間	7	
		週35時間以上40時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	18			
		週30時間以上35時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	16			
		週25時間以上30時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	14			
		週20時間以上25時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	12			
		週16時間以上20時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	10			
		週12時間以上16時間未満の就労を常態（原則休憩時間を含む）	8			
2	求職	就労活動のため昼間に外出を常態	5	3ヶ月以内	10	
3	出産	出産前後で休養を要する場合	21	5ヶ月以内 <small>出産予定月と前後2ヶ月</small>	6	
4	疾病	長期入院	1ヶ月以上の入院（起算日：入所希望月初日）	21	入院期間	5
		長期入院と通院	1ヶ月以上の入院とその後6ヶ月以内の通院、リハビリを必要とする場合	19	入院・通院期間	
		居宅療養	常時病臥・感染症・難病	20	療養期間	
			安静を要する疾病または精神性疾病（診断書により自宅保育が困難または不可と判断できる場合）	15		
		通院加療（診断書により自宅保育が不可と判断できる場合）	8			
5	障がい	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級	20	左記の該当期間		
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳2～3級	18			
		身体障害者手帳4級	16			
6	看護・介護	身体障害者手帳1～2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1級、要介護認定4～5程度の方を常時看護・介護	20	看護・介護期間	8	
		身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳2～3級、要介護認定2～3程度の方を常時看護・介護	16			
		週12時間以上の介護・通院・通所等の付添い	8			
7	就学	学校教育法に定める学校に通学	16	通学期間	9	
		上記以外の教育機関等に週12時間以上の通学	8			
		通信教育（就職の準備のために受ける通信教育に限る）	7			
8	災害	震災・風水害・火災等の甚大な災害の復旧にあっている場合	20	復旧期間	1	
9	不存在	両親のいずれかが死亡・行方不明・拘禁・離婚・未婚等で不存在	18	保育を要する期間	4	
		離婚を前提とした別居（調停等離婚手続中であることを示す書類により判断できる場合）	16			
10	虐待・DV	虐待・DVにより、保育が必要と認められた場合	22	保育を要する期間	3	
11	特例	上記以外で、明らかに保育が必要と認められた場合	5～25	保育を要する期間	2	

※就労証明書で、「勤務日数」等が、就労実績欄の平均と異なる場合は、平均したもので基準指数を認定する。

※内定により勤務日数・時間等が確定している場合は、就労の基本指数を準用する。

※類型3出産、4疾病のうち長期入院または長期入院と通院、8災害、11特例については、保育期間終了後には必ず退所となる。